

三朝町物品、役務等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置について

【要綱第3条、別表第8項(独占禁止法違反)】

企業名	所在地	指名停止期間		指名停止事由
株式会社魚国総本社 京都支社	京都府京都市中京区御池通高倉西入高宮町200	2か月	令和6年6月20日 令和6年8月19日	独占禁止法違反
葉隠勇進株式会社 関西支店	大阪府大阪市北区豊崎三丁目1番22号	1か月	令和6年6月20日 令和6年7月19日	独占禁止法違反